

消費生活 だより

「賃貸アパート退去時の原状回復のトラブルに注意」



Q 先日、家賃6万5千円で2年間住んだ築30年のアパートを退

去しました。管理会社から、壁クロス張り替え代、床工事代、ハウスクリーニング代、エアコン洗浄代など約17万円の原状回復費用を請求され、家賃の日割り返金分と敷金との差額約5万円を支払うように言われました。ハウスクリーニング代とエアコン洗浄代は契約書に記載があるので払いますが、壁や床は汚していないし、壁のクロスは入居時につきはぎだらけだったので、支払いたくありません。



A 賃貸住宅を退去する際の原状回復について、

年々の経過による変化や普通に使って付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。

退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮るなど記録に残しましょう。
契約する際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。困ったときは消費生活相談窓口にご相談ください。

3月の消費生活相談

西濃6町のどこでも相談ができます。まず予約優先。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。



相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	3/13(水)	☎22-1152
QRコードからも予約できます		
関ヶ原町	3/27(水)	☎43-0070
養老町	3/4(月) 18(月)	☎32-1108
神戸町	3/11(月) 25(月)	☎27-3111
輪之内町	3/7(木) 21(木)	☎68-0185
安八町	3/14(木) 28(木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

あったかい 言葉がけ運動

「たくさんのご応募ありがとうございます。」
「ご応募の中から部を紹介します。(原文のまま掲載)」

何でもないことをしたときに「ありがとう。」と言ってくれる。「一緒に遊ぼう。」といつも声をかけてくれる。何かをするときも「一緒にやろう。」と言ってくれる。すごくうれしい。
【東小3年】

地域の方が昨年度から、正面玄関にお花を生けてくださっています。卒業式や入学式などの行事に合わせて生けられた花や季節の花、様々な花器で心を豊かにさせていただいています。鮮やかなお花を見ると元気が出ます。いつも本当にありがとうございます。
【不破中教職員】

私は、よく「いい姿勢をしているね。」と、姿勢についてのぽかぽかカードをもらうけど、「英語の時に、しっかり話を聞いているね。」というぽかぽかカードをもらうと、自分が姿勢以外に知らないよいところを見つけてくれていると思ひ、うれしかったです。
【府中小5年】

何かと過保護になりがちな私に対し、中学生である長男は「僕も、もう子どもじゃないから、自分のことは自分でできる。」と言われました。まだまだ、全てが一人でできるわけではないけれど、本人が自覚し始めたことに気付けて、嬉しく思いました。
【北中保護者】

朝、教室に入った時「おはようございます。」と私が言ったら、クラスみんなが「おはようございます。」と明るい声を返してくれます。クラスのみんなのおかげで、朝から心がぽかぽかになります。きっとクラスみんなも、心がぽかぽかになっていると思います。
【合原小6年】

体育の時、むずかしい技をやって失敗した時に「ナイスチャレンジ！」と言ってくれたり、アドバイスをしてくれたり、成功したときは「すごい！」とほめてくれたりする同じ班の仲間の言葉から、いつも元気をもらっている。
【宮代小5年】

問 青少年健全育成町民会議 生涯学習課 社会教育係 ☎22-1154